

「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」改正案への意見及びこれに対する考え方

○ 総論

意 見	考 え 方
意見1 本件に関する議論においては、接続事業者の債権保全だけにとどまらず、中小規模の事業者への負担や競争の阻害等による電気通信サービス全体への影響を十分配慮いただきたい。	考え方1
<p>○ 当協会会員の事業者からは、NTT東西の義務的相互接続にかかる預託金の求めに対する不満が多く寄せられております。</p> <p>規模は小さいながら健全な経営ができていながらもかかわらず突如多額の預託金を求められ、その調達に苦勞するという、まさに本末転倒な状況が報告されています。</p> <p>日本のインターネットの普及拡大は、相互接続を促進する政策により、規模の大小や業歴を問わず電気通信事業に参入でき、NTT東西などのインフラを活用して各社が競いながら多様なサービスを実現していることによるところが大きいことは、ご承知のとおりです。</p> <p>地域に根ざした地域系のISP事業者が全国各地に多数存在しており、迅速な出張サポート、特に電話だけのサポートが難しい地域において、高齢のユーザー宅への出張による設定や活用方法の説明を行うなど、全国規模の事業者には難しいきめ細かいサービスを行うことで、ICT利活用のすそ野を広げる役割を担っております。</p> <p>地域系の事業者は一般的に規模が小さく、相互接続にかかる債権保全措置が経営上の大きな負担となっていることから、本件に関する議論においては、接続事業者の債権保全だけにとどまらず、中小規模の事業者への負担や競争の阻害等による電気通信サービス全体への影響を十分配慮いただきたいと考えております。</p> <p>(社団法人 日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会)</p>	<p>今回の電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の見直しは、債務の履行の確保のみならず、相手先事業者の事業に及ぼす影響等についても考慮する必要があることを踏まえ、記載内容の更なる明確化や内容の一層の充実を図ることとしたものである。</p>
意見2 中小規模の事業者にとって信用調査機関の評点を満足することは困難であるのが現状であり、「客観的な指標のみに基づいて判断することを求めるものではない。」とする見直しの趣旨に賛同。	考え方2
<p>○ NTT東西殿が実施している債権保全措置は、多くの中小規模の接続事業者にとって過度な負担となっていることが、今回のアンケート及び検証結果を通じて証明されたものと理解しております。</p> <p>この過度な負担相当がサービス投資や設備投資を抑制し、競争力を損なう</p>	—

<p>ことになり、結果的に利用者利便を阻害することになります。</p> <p>また同措置実施の判断基準の一つに信用調査機関の評点がありますが、事業を健全に経営し、支払遅延の実績がなくても、中小規模の事業者にとってその評点を満足することは困難であるのが現状です。このことから、「客観的な指標のみに基づいて判断することを求めるものではない。」の見直しの趣旨に賛同します。</p> <p>(匿名)</p>	
<p>意見3 ガイドラインの改正にあっても、電気通信市場全体の健全性が確保できるよう、設備提供事業者が円滑かつ適正に債権保全措置をとれることを十分に考慮したうえで検討されるべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」(以下、「本ガイドライン」という)は、近年の電気通信事業者の経営破綻等により債権回収ができなくなる事例が生じたことを背景に、設備提供事業者の損失防止および利用者利益確保の観点から、債権保全の重要性を鑑み、制定されたものと認識しております。</p> <p>当社は、本ガイドラインの主旨を十分に踏まえた上で、接続約款の債権保全措置に関わる規定を整備し、そのルール of 公平性・透明性を図るとともに、債権保全対象事業者様の事情をも勘案しつつ、その適正な運用に努めてきたところです。</p> <p>もとより、十分な債権保全措置がなされない状態で、電気通信事業者様の倒産等により未回収が生じた場合、起因事業者様以外の接続事業者様の接続料負担が増加し、ひいては利用者がその負担を強いられることになるなど、電気通信市場全体の健全性を歪めることになると考えます。</p> <p>したがって、本ガイドラインの改正にあっても、電気通信市場全体の健全性が確保できるよう、設備提供事業者が円滑かつ適正に債権保全措置をとれることを十分に考慮したうえで検討されるべきと考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>ガイドラインは、電気通信事業の適正かつ合理的な運営を確保するとともに、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、電気通信事業者が債権保全措置を講じる際の指針として定めているものであり、今回の見直しにおいてもその趣旨を踏まえつつ、記載内容の更なる明確化や内容の一層の充実を図ることとしたものである。</p>
<p>意見4 ガイドライン改正に当たっては、NTT東西と債権保全対象事業者の事情のみならず、電気通信事業を取り巻く環境の変化を十分に考慮するとともに、電気通信市場における健全性の確保に着眼した慎重な議論が必要。</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 当改正案については、債権保全措置に係るNTT東西の接続約款変更の認可申請時における情報通信審議会の答申(平成19年5月22日)に基づいて実施したNTT東西の債権保全措置運用状況の検証結果(案)において改善を検討すべき事項として列挙された事項に関して追記・修正し、債権保全対象事</p>	<p>考え方3に同じ。</p> <p>なお、電気通信市場の環境変化等に対応し、今後も必要に応じてガイドラインを適時適切に見直すこととする。</p>

<p>業者の負担軽減を主眼とした内容であると理解しております。</p> <p>本ガイドラインは、NTT東西のみならず全ての電気通信事業者を対象としたものであり、当社としても本ガイドラインの記載内容を踏まえ、債権回収リスクと協定事業者における経済的負担という、相反する事情を勘案し、柔軟に対応しているところであります。</p> <p>本ガイドラインの改正に当たっては、NTT東西と債権保全対象事業者の事情のみならず、移動体通信市場におけるMVNOの急速な拡大を背景とした多岐にわたる事業者からの新規参入の増加と競争の激化、米国のサブプライムローンの破綻に端を発した世界的不況を起因とする債権回収リスクの増大等、電気通信事業を取り巻く環境の変化を十分に考慮するとともに、電気通信市場における健全性の確保に着眼した慎重な議論が必要と考えております。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	
<p>意見5 本改正案で追加された「根拠の合理性判断」、「預託金の取扱い方法」等の規定が、事業者間協議を制約しないよう扱われるべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ 債権保全措置については、事業者間の接続等にさまざまなケースが存在することから、具体的な施策の選択や採用は、最終的に当事者間の協議に委ねられるべきと考えます。従って、「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」を債権保全に関する事業者間協議の円滑化に資するものとするためには、本改正案で追加された「根拠の合理性判断」、「預託金の取扱い方法」等の規定が、事業者間協議を制約しないよう扱われるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>「1 ガイドラインの目的」に示しているとおり、事業者間接続等において債権保全措置を講じるかどうか、またどのような債権保全措置を講じるかについては、基本的には当事者間の協議に委ねられるべきものであるが、運用に当たっては、不当な差別的取扱い等にならないよう留意する必要がある。</p>

○ 2(2)預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項

意 見	考 え 方
<p>意見6 仮に信用評価機関の評価が基準を下回った接続事業者であっても、支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が示され、その信頼性及び客観性が確保されていれば、預託金の預入れ等は不要とすることも可能である。</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ 当社は、信用評価機関の評価が基準を下回った接続事業者様に対し、倒産等により未回収が生じるおそれがあるため、預託金の預入れ等をお願いしてきたところです。</p> <p>しかしながら、本ガイドラインの改正案のように、仮に評価が基準を下回った接続事業者様であっても、支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料</p>	<p>改正案においては、「支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提出され、当該資料の内容が監査法人、会計士、金融機関等によって証明されている場合にあっては、預託金の預入れ等は不要」としているところであり、支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料の内容については、一定程度の信頼性及び客観性が求められる。</p>

<p>をその接続事業者様からお示しいただけるのであれば、預託金の預入れ等は不要とさせていただくことも可能と考えます。</p> <p>ただし、お示しいただく資料については、資料の信頼性及び客観性を確保していただくため、監査法人、会計士、金融機関等によって適正にその内容が証明されていることが必要であると考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
<p>意見7 客観的に支払いを怠るおそれがないことを証明しうる資料の提示があった場合は、信用評価機関の評点が基準を下回ったとしても預託金の預入れは不要と判断できるものと考えます。</p>	<p>考え方7</p>
<p>○ 監査法人及び会計士は、監査対象企業の会計処理等が適正に実施されているか検証する機関であり、その債務履行能力を証明するものではないことから、「支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料」とは具体的に何が該当するか計りかねますが、客観的に支払いを怠るおそれがないことを証明しうる資料の提示があった場合は、信用評価機関の評点が基準を下回ったとしても預託金の預入れは不要と判断できるものと考えます。また、金融機関の証明が債務保証を示すのであれば異論はございませんし、それと同等の保証を確約していただければ預託金の預入れは不要と判断できるものと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料は、特定の資料に限定されるものではないが、その内容については、一定程度の信頼性及び客観性が求められる。</p>
<p>意見8 信用評価機関の評価以外の判断基準を用いる場合においては、客観的に証明された支払いを怠るおそれのない資料の提出が必要。</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ 信用評価機関の評価以外の判断基準を用いる場合においては、公平性の観点から、接続事業者から監査法人、会計士、金融機関等によって客観的に証明された支払いを怠るおそれのない資料を提出することが必要であると考えます。</p> <p>(UQコミュニケーションズ)</p>	<p>考え方6に同じ。</p>
<p>意見9 「支払いを怠るおそれがないこと」の証明までは過重な負担であること、中小規模の事業者の場合、記帳指導や決算書の作成などに税理士の関与を依頼していることが一般的であること、長期の取引において支払いの遅延などが無いことは、それ自身が支払能力を示す一定の根拠になること等から、これらを踏まえた修文を求める。</p>	<p>考え方9</p>
<p>○ ②「支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料」等について (2) 3)において、「例えば、信用評価機関による評価が基準を下回った事業者であっても、当該事業者から支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提出され、当該資料の内容が監査法人、会計士、金融機関等に</p>	<p>資料の内容を証明する機関は、監査法人、会計士、金融機関に限定されるものではないが、御意見を踏まえ、改正案を以下のとおり修正する。 「例えば、信用評価機関による評価が基準を下回った事業者であっても、当該事業者から支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提出され、当</p>

<p>よって証明されている場合にあっては、預託金の預入れ等は不要と考えられる。」との記述がありますが、前項で述べたとおり、特に義務的相互接続にあっては、「支払いを怠るおそれがないこと」の証明までは過重な負担となりません。</p> <p>株式を公開していない中小規模の事業者の場合、会計監査等を公認会計士が行っていることはほとんどなく、記帳指導や決算書の作成などに税理士の関与を依頼していることが一般的といえます。中小企業にあっては、むしろ日本税理士会連合会等の4団体が関係各省庁の協力を得て作成している「中小企業の会計に関する指針(※)」に基づく税理士の確認などが、金融機関に対しても一般的に通用しており、このような現状も取り入れた表現にしたいと考えております。</p> <p>また、長期の取引において支払いの遅延などがなく、それ自体が支払能力を示す一定の根拠になることから、一定期間の支払い遅延がなく、財務状況に大きな悪化がない場合についても、預託金の預入れ等が不要と考えられる事例として追加いただきたいと考えます。</p> <p>具体的には、前記引用の部分を、「例えば、信用評価機関による評価が基準を下回った事業者であっても、当該事業者から支払いを怠るおそれがあるとはいえないことを合理的に示す資料が提出され、当該資料の内容が監査法人、会計士、税理士、金融機関等によって証明されている場合にあっては、預託金の預入れ等は不要と考えられる。また、一定の期間支払いの遅延がなく、その後財務状況に大きな悪化がない場合についても、同様に考えられる。」のように修文いただきたいと考えます。</p> <p>(※)日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の4団体が、法務省、金融庁及び中小企業庁の協力のもと、中小企業が計算関係書類を作成するに当たって拠るべき指針を明確化するために作成したもの。(日本税理士会連合会 web ページより。)</p> <p>(社団法人 日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会)</p>	<p>該資料の内容が監査法人、会計士、税理士、金融機関等によって証明されている場合にあっては、預託金の預入れ等は不要と考えられる。」</p> <p>また、一定期間支払い遅延がなく、財務状況に大きな悪化がない事実については、例えば、債権保全措置を講じる各事業者の判断により、一定の基準を設けて公平に、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮する事項の一つとして扱うことは可能であると考えられるが、当該事実により、直ちに預託金の預入れ等が不要と判断されるべきものではないと考えられる。</p>
<p>意見10 「客観的な指標に基づいて判断することが適当」の解釈として、「客観的な評価のみに基づいて判断することを求めるものではない。」が追加されることに賛同。また、監査法人等は、将来にわたって支払いを怠るおそれがないことを証明することは困難であることから、修文を求める。</p>	<p>考え方10</p>
<p>○ ■ 預託金の預入れ等の要否判断について 「客観的な指標に基づいて判断することが適当」の解釈として、「客観的な評</p>	<p>改正案において、「支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提出され、当該資料の内容が監査法人、会計士、金融機関等によって証明されている</p>

<p>価のみに基づいて判断することを求めるものではない。」が追加されることに賛同します。</p> <p>先ず客観的な指標に基づいての判断ですが、国内成長がマイナスに陥っている状況下では基準を満足することは一層困難なことです。この点も配慮した評点の見直し、また取引実績に遅延がないことも信用力と捉えた評価を加えるなどの見直しが必要だと考えます。</p> <p>続いて信用評価機関による評価が基準を下回った場合、健全な経営を行っていたとしても、信用評価機関の評価に事業年数や事業規模が一要素とされ、事業経過年数が浅い中小事業者には評価が不利であることを理解いただき、「当該事業者から支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提出され、当該資料の内容が監査法人、会計士、金融機関等によって証明されている場合にあっては、預託金等の預け入れは不要と考えられる。」が追加されたものと解します。</p> <p>しかし、監査法人、会計士、金融機関等は、過去の決算書等を証明することはできても、将来にわたって支払いを怠る恐れのないことを証明することは困難なので、上記「当該事業者から支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提出され、当該資料の内容が監査法人、会計士、金融機関等によって証明されている場合にあっては、預託金等の預け入れは不要と考えられる。」を「当該事業者から支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提出され、当該資料の根拠が明確である場合は、預託金の預入れ等は不要と考えられる。」に修正お願い致します。</p> <p>接続事業者は合理的で根拠が明確なものとしては、例えば次の資料が考えられます。</p> <p>「資金繰計画書」、「金融機関からの信用枠・極度額の前年比を示すもの」、「借入金残高の前年比を示すもの」、「現預金・キャッシュフローの前年比を示すもの」</p> <p>(匿名)</p>	<p>場合にあっては、預託金の預入れ等は不要」とした趣旨は、支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料の内容について、一定程度の信頼性及び客観性が求められることを明確化するものであり、支払いを怠るおそれがないことについて、必ずしも監査法人等の証明が求められるものではない。</p>
<p>意見11 監査法人、会計士、金融機関等により、接続事業者が支払いを怠るおそれがないことを証明された場合については、無条件で「預託金の預入れ等は不要」と判断するのではなく、それを判断材料とするか否かについて当事者間の協議により決定されるべき。</p>	<p>考え方11</p>
<p>○ 「接続事業者が支払いを怠るおそれがないことを監査法人、会計士、金融機関等により証明された場合に預託金等の預入れ等は不要」との考え方は、その証明機関等によっても判断が様々な結果になりえることから客観性を欠くも</p>	<p>考え方10に同じ。</p> <p>なお、相手先事業者から提出された資料が「支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料」に該当するか否かについては、事業者間で十分協議が行わ</p>

<p>のとなる可能性があり、結果的に、接続事業者の公平性が確保されず、本来の「預託金の預入れ等の要否の判断について恣意的な運用を防ぐ」趣旨にも相反することになりかねません。</p> <p>よって、接続事業者の公平性確保の観点からも信用評価機関による評価等の客観的指標を優先的な判断基準とし、監査法人、会計士、金融機関等により、接続事業者が支払いを怠るおそれがないことを証明された場合については、無条件で「預託金の預入れ等は不要」と判断するのではなく、それを判断材料とするか否かについて当事者間の協議により決定されるべきものと考えます。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p>	<p>れた上で、個別に判断されるべきものである。</p>
<p>意見12 預託金の預入れ等の要否の判断は、原則として事業者間協議に委ねられるべきものであることから、記述を改めるべき。</p>	<p>考え方12</p>
<p>○ 預託金の預入れ等の要否の判断にあたり考慮すべき事項を本ガイドラインに規定することは、適切であると考えます。</p> <p>ただし、本ガイドラインは、電気通信事業の適正かつ合理的な運営を確保するとともに電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、電気通信事業者が債権保全措置を講じる際の指針であることから、預託金の預入れ等の要否の判断は、原則として事業者間協議に委ねられるべきものであると理解しています。</p> <p>したがって、「当該事業者から支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提出され、当該資料の内容が監査法人、会計士、金融機関等によって証明されている場合」に関する、「預託金の預入れ等は不要と考えられる。」との記述は不適切であり、例えば、「接続事業者の個別事情を勘案する余地を認めることが適当である。」等の記述に改めるべきであると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>ガイドラインの2(2)1)に示しているとおおり、預託金の預入れ等は、基本的に事業者間の協議において任意に求めることができるが、相手先事業者が債務の支払いを怠るおそれがない場合に預託金の預入れ等を求め、相手先事業者が預託金の預入れ等に応じないことをもって接続等を行わないことは、当該相手先事業者に対する不当な差別的取扱いに該当するおそれがあるものと考えられる。</p> <p>また、相手先事業者から支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提出され、当該資料の内容が監査法人、会計士、金融機関等によって証明されている場合にあつては、当該相手先業者が債務の支払いを怠るおそれがないものと考えられる。</p>
<p>意見13 適正な最新の四半期決算等を提出した場合は、それに基づいて、債務超過か否かの確認をすることも可能。ただし、適正性が客観的に証明されていることが必要であり、その期中においては継続的に四半期決算等の提出を受け、債務超過か否かの確認をする必要がある。</p>	<p>考え方13</p>
<p>○ また、財務状況についても、接続事業者様にご提出いただいた期末決算に基づいて債務超過か否かを確認させていただいてきたところですが、四半期決算の普及を踏まえ、本ガイドラインの改正案のように、適正な四半期決算等の資料をご提出していただいた場合は、最新の四半期決算等に基づいて、債務超過か否かの確認をさせていただくことも可能と考えます。</p>	<p>相手先事業者からの求めに応じて、四半期決算等により債務超過か否かの判断をする場合には、当該相手先事業者から一定期間、継続的に四半期決算等の提出を求めることが否定されるものではないと考えられる。</p>

<p>ただし、接続事業者様にご提出いただく四半期決算等の資料については、期末決算と同様の信頼性を確保していただくため、公認会計士、監査法人等により、四半期決算等の適正性が客観的に証明されていることが必要であると考えます。</p> <p>なお、一の四半期決算等に基づいて、債務超過の解消を確認した後、再度、債務超過となることも考えられるため、その期中においては当該接続事業者様から当社に継続的に四半期決算等をご提出いただき、債務超過か否かの確認をさせていただく必要があると考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
<p>意見14 財務状況による判断については、「最新の状況」により判断すべきという主旨に賛同。しかし、最新の四半期決算等の短期的な財務状況による判断が望ましいとの誤った解釈をされないようその旨を明記することが適当。</p>	<p>考え方14</p>
<p>○ また、財務状況による判断については、「最新の状況」により判断すべきという主旨に賛同いたします。</p> <p>しかし、仮に最新の四半期決算等の短期的な財務状況により判断を行った場合、不安定な経営状況の接続事業者との接続を助長してしまうなど信用判断リスクが高くなり、結果的に接続事業者の債務不履行を招きかねず、接続停止等の利用者利便の阻害につながる可能性もある為、本ガイドラインの記述においても、「最新の状況が反映されるよう配慮することが望ましい」という部分は、最新の四半期決算等の短期的な財務状況による判断が望ましいとの誤った解釈をされないようその旨を明記することが適当と考えます。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p>	<p>改正案において、「財務状況については、相手先事業者の決算期も考慮しつつ、可能な限り最新の状況が反映されるように配慮することが望ましい」とした趣旨は、仮に財務状況の判断材料を期末決算のみに限定した場合、相手先事業者の決算期や資料の提出を求める時期によっては、当該相手先事業者の最新の財務状況が的確に考慮されない場合がありうることから、必要な配慮がなされることが望ましいとしたものである。</p>
<p>意見15 財務状況の判断において最新の四半期決算等を用いる場合は、一定期間は継続的に四半期毎に財務状況の判断を行うこと等が必要。</p>	<p>考え方15</p>
<p>○ また、財務状況の判断において最新の四半期決算等を用いる場合は監査法人等の客観的な証明があることが大前提ですが、あわせて、一定期間は継続的に四半期毎に財務状況の判断を行うなど、財務状況の安定性の証明が必要と考えます。</p> <p>(UQコミュニケーションズ)</p>	<p>考え方13に同じ。</p>
<p>意見16 恣意的な運用を回避するためにも、原則的には最新の期末決算を判断基準とすることに合理性がある。また、最新の財務状況において債務超過が解消されていたとしても、債権回収という観点から債務超過に陥ったという事実を軽視することは困難。</p>	<p>考え方16</p>
<p>○ 「最新の状況」とは四半期決算等の最新情報を示すと理解しておりますが、</p>	<p>考え方14に同じ。</p>

<p>それを複合的な判断材料の1つとして取り扱うということであれば賛同いたします。しかしながら、恣意的な運用を回避するためにも、原則的には最新の期末決算を判断基準とすることに合理性があるものと考えます。また、債務超過に陥ったという事実があるような場合においては、最新の財務状況において債務超過が解消されていたとしても、債権回収という観点から当該事実を軽視することは困難であると考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>また、債務超過であることを債権保全措置の事由としている場合には、四半期決算等であっても債務超過が解消されていれば、引き続き預託金の預入れ等を求めることに合理性はないと考えられる。</p>
<p>意見17 「義務的相互接続の場合にあつては、正当な理由がない限り接続に応ずる義務があるため、預託金の預け入れ等を求めるときは、相手先事業者に対し、債務の支払いを怠るおそれがあることの十分な説明が必要である。」などの記載を追加していただきたい。</p>	<p>考え方17</p>
<p>○ ①義務的相互接続における預託金等の問題について</p> <p>そもそも義務的相互接続においては、接続事業者は接続の求めに応ずる義務を負っており、正当な理由がある場合に接続を拒否できるにすぎません。義務的相互接続にあつては、預託金等を求めることができる場合が一般的な取引に比べ限定されるべきといえるところ、接続を求め事業者への負担が過重になったり、そもそも一般的な商慣習において預託金等の措置を求められていないような事業者にまでこれらを求めるようなことがあれば、接続義務との関係で大きな問題になります。</p> <p>そのため、「(2) 預託金の預入れ等の可否を判断するに当たって考慮すべき事項」の1)の最後に、「なお、いわゆる義務的相互接続の場合にあつては、正当な理由がない限り接続に応ずる義務があるため、預託金の預け入れ等を求めるときは、相手先事業者に対し、債務の支払いを怠るおそれがあることの十分な説明が必要である。」などの記載を追加していただきたいと考えます。</p> <p>(社団法人 日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会)</p>	<p>改正案においては、預託金の預入れ等を求めるに当たり、必要とされる金額の根拠や内訳、預入れ方法といった基本的事項について、相手先事業者に対し十分な説明を行うべきであり、説明を求められた事項については、誠実に対応することが求められるとしているところである。</p>
<p>意見18 例えば一定の金額や取引期間などの基準を設け、預託金等を軽減ないし免除する扱いを行うことが必要であり、これらを踏まえた記述の追加を求める。</p>	<p>考え方18</p>
<p>○ ③預託金のいわゆる「足切り」について</p> <p>一般的な商習慣において、中小規模の事業者との多額に及ばない取引について預託金の預入を求めることは、そもそも行われていません。</p> <p>接続事業者の適正かつ合理的な経営を実現することはもちろん重要と考えますが、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が実施する事業者間接続に関する債権保全措置の検証結果について(案)」でのアンケ</p>	<p>金額や取引期間に応じた預託金等の軽減又は免除については、例えば、債権保全措置を講じる各事業者の判断により、一定の基準を設けて公平に適用することは可能であると考えられるが、一律に預託金等の軽減又は免除がされるべきものではないと考えられる。</p>

一調査の結果でもわかるように、中小規模の事業者から(事業規模に比して)多額の預託金を求めることによる参入阻害や事業展開の阻害のデメリットは、債権保全により実現できる公平性などのメリットを既に上回っていると考えられます。

接続事業者の側に立っても、一定金額以下の少額債権にまで預託金等を求めることは、事務手続き及び経費コストの観点から合理性を欠くものであり、場合によっては少額債権の保全に要する費用が、その貸倒損失を上回る事態さえ憂慮されます(そのコストは、当然接続料に反映されます)。

NTT東西は、「すべての事業者に同一の基準を適用することで公平性を確保する義務がある」という趣旨を各事業者に説明していますが、このような点を考慮すると、金額や取引期間を定めて預託金等を求めないことは事業者間の公平性を害するものではなく、接続事業者が禁じられている差別的取扱いにあたるものでもないと考えられます。

本来的にISP事業は、一般顧客から広く定額の料金を収受し、支払いも固定費が多いという、きわめて健全なフローを持ったビジネスであるといえます。

そのため、健全な事業継続が行われながら、企業規模等の観点から預託金の預入れ等が困難な事業者も多数あることから、例えば一定の金額や取引期間などの基準を設け、預託金等を軽減ないし免除する扱いを行うことが必要と考えられます。

例えば、郵便事業株式会社の料金後納郵便の制度では、概算取引額の2か月分以上の担保を提供することが原則となっていますが、担保の軽減や免除について

- (1)1年以上料金の滞納がない場合、担保を2分の1に軽減
- (2)月額の概算取引額が50万円未満で、最近6ヶ月以上料金の滞納がないか、または、決算書や預金通帳等の呈示により当該額の支払いに問題がないと認められる場合は、担保を免除
- (3)3年以上料金の滞納がない場合、担保を免除

のルールにより運用されており、小規模な取引については(2)後段を積極的に適用して担保を免除し、それ以外についても(1)(3)により一定期間の取引における信用それ自体を支払能力の証明として扱うこととなっています。

それ以外でも、取引額に応じて簡易な手続きで売掛口座を開設したり、現金取引を一定期間続けた場合は売掛取引を認めるなどの扱いは一般的な取引で行われていることも重視すべきです。

このため、具体的には、「5)一定期間料金の支払遅延がないなど、円滑な取引を継続している事業者については、それ自体が一定の支払能力を示す証

<p>左になるものであり、期間を定めて預託金等の軽減や免除措置を講じることが望ましい。また、取引額が多額に及ばない中小規模の事業者については、預託金等の求めが経営に与える影響が大きいことに配慮し、例えば、一定の金額を基準に、預託金の額を軽減ないし免除するなどの対応を行うことが望ましい。」のように項を追加いただきたいと思います。</p> <p>(社団法人 日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会)</p>	
<p>意見19 消費者保護ガイドラインにおける事業の休止又は廃止に関する周知期間を遵守できる期間を考慮すべき。</p>	<p>考え方19</p>
<p>○ 預託金等の水準については債権の保全に必要なかつ最小限のものにすべきと考えますが、その算定や運用にあたっては「消費者保護ルールにガイドライン」における事業の休止又は廃止に関する消費者への周知期間を遵守できる期間を考慮すべきと考えます。</p> <p>(UQコミュニケーションズ)</p>	<p>「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」に規定する事業の休廃止に係る周知期間が確保される必要があるとする点は、御指摘のとおりである。</p>

○ 2(4)預託金の預入れ方法

意 見	考 え 方
<p>意見20 当社は、債権保全対象事業者の経営状況等を勘案し、債権保全の目的が達成される限りにおいて、真にやむをえない場合には、分割での預け入れ等をしていただいております。今後も柔軟な対応に努めます。</p>	<p>考え方20</p>
<p>○ 当社は、預託金の預入れ方法については、債権保全対象事業者様の経営状況等を勘案し、債権保全の目的が達成される限りにおいて、真にやむをえない場合には、分割での預け入れ等をしていただいております。今後も柔軟な対応に努めてまいります。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>改正案に示したとおり、預託金の預入れ方法については、預託金の額、相手先事業者の規模や資金繰りの状況等によっては、債権保全の目的が達成される限りにおいて、分割による預入れを認めるなど柔軟に対応することが望ましい。</p>
<p>意見21 債権保全のための措置については、柔軟に対応することが望ましいと考えるが、一義的に当該措置の扱いを定めることは不適切であり、原則として事業者間協議に委ねられるべきものであると理解。</p>	<p>考え方21</p>
<p>○ 債権保全のための措置については、柔軟に対応することが望ましいと考えます。</p> <p>ただし、あくまで「債権保全の目的が達成される限りにおいて」柔軟に対応すべきものであり、一義的に当該措置の扱いを定めることは不適切であると考えます。</p> <p>したがって、債権保全のための措置については、原則として事業者間協議に委ねられるべきものであると理解しています。</p>	<p>考え方5に同じ。</p>

(KDDI)	
意見22 預託金等の分割収納については、分割収納期間において必要な担保措置が講じられないこととなり、債権保全措置の概念にそぐわない。	考え方22
○ 預託金等の分割収納については、分割収納期間において必要な担保措置が講じられないこととなり、債権保全措置の概念にそぐわないものと考えます。仮に分割収納を許容するとした場合であっても、分割の基準、期間等が明示されなければ恣意的な運用を誘発するとともに、事務処理が煩雑になり運用に支障をきたすことが懸念されます。	債権保全措置を講じるに当たっては、債務の履行の確保のみならず、相手先事業者の事業に及ぼす影響等についても考慮する必要があることから、預託金の預入れ方法について、預託金の額、相手先事業者の規模や資金繰りの状況等によっては、債権保全の目的が達成される限りにおいて、分割による預入れを認めるなど柔軟に対応することが望ましいとしているものである。
(NTTドコモ)	
意見23 預託金の分割預入れを認める場合、債権保全措置の趣旨である「接続事業者の債務履行の確保」が満たされないこととなりかねないことから、ガイドラインにて望ましい事例として記述することは妥当でない。	考え方23
○ 預託金の分割預入れを認める場合、認める事業者側で回収リスクを負うことになる為、そもそもの債権保全措置の趣旨である「接続事業者の債務履行の確保」が満たされないこととなりかねません。また、分割預入れを求める接続事業者の資金繰り状況等を勘案するとそのリスクは高まるものと考えられます。このことから、預託金の分割預入れについては、ガイドラインにて望ましい事例として記述することは妥当ではないと考えます。	考え方22に同じ。
(NTTコミュニケーションズ)	

○ 2(5)その他

意 見	考 え 方
意見24 当社は、従来から、預託金額の根拠や内訳等の説明を行っており、今後も十分な説明や各債権保全対象事業者の事情を踏まえた柔軟な対応を行うようさらに努めていく所存。	考え方24
○ 当社は、従来から、債権保全対象事業者様に預託金の預入れ等をお願いする際には、当該事業者様にご納得いただけるよう、必要に応じて複数回の訪問を行い、債権保全制度が設けられた趣旨や債権保全制度の内容および、各債権保全事業者様をお願いする預託金額の根拠や内訳を説明しております。 また、その上で、各債権保全対象事業者様のご事情をお聞きし、そのご事情に応じた柔軟な担保措置方法についての提案等もさせていただいており、今後も十分にご説明や各債権保全対象事業者様のご事情を踏まえた柔軟な対応を行うようさらに努めてまいります。	改正案に示したとおり、預託金の預入れ等を求めるに当たっては、必要とされる金額の根拠や内訳、預入れ方法といった基本的事項について、相手先事業者に対し十分な説明を行うべきであり、説明を求められた事項については、誠実に対応することが求められる。

(NTT東日本、NTT西日本)	
<p>意見25 預託金の算出根拠や内訳等の基本的事項に関し、可能な範囲内において十分に説明することは、負担を求める側の責務と認識しており、誠実な対応という点にも賛同。しかし、預入れ拒否もしくは延伸理由に利用される場合は接続拒否事由に該当するものとする。</p>	<p>考え方25</p>
<p>○ 預託金の預入れを求める場合、その算出根拠や内訳等の基本的事項に関し、可能な範囲内において十分に説明することは、負担を求める側の責務と認識しており、誠実な対応という点にも賛同いたします。しかしながら、当該基本的事項に関して客観的に十分な説明を実施したとしても、守秘義務契約等により開示できない項目や、細部にわたる質問を繰り返し、預入れ拒否もしくは延伸理由に利用される可能性がありますので、その場合は接続拒否事由に該当するものと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>改正案に示したとおり、相手先事業者から説明を求められた事項については、誠実に対応することが求められるが、このことは、預託金の預入れ等の不当な引き延ばしを許容するものではない。</p>
<p>意見26 NTT東西は、接続事業者に保証金の支払いやアクセスチャージの前払いを要求したりする場合、接続事業者が持つ施設設置負担金を要求に反映させることやテレホンカードによる支払いを認めるべき。</p>	<p>考え方26</p>
<p>○ (1) NTT東西は、接続事業者に保証金の支払いやアクセスチャージの前払いを要求したりする場合、接続事業者が持つ施設設置負担金を該当年月日の額面どおりNTT東西の資産に計上し、それを差し引いた金額のみを支払い要求に反映させることとしなければならない。</p> <p>理由 1: 接続事業者が破綻したとしても、それぞれの回線引き込み先にケーブル・モジュラージャックが設置済みである事実には変わりなく、これはNTT東西がそのまま自分として資産として活用することができるから。</p> <p>理由 2: 過去、NTT東西は施設設置負担金を電話加入権すなわち資産として「売って」きたのであり、今になって市場価値が額面より低いからといって、接続事業者がNTT東西にそれを「質入れ」することを拒否するのは筋が通らないから。現在でも施設設置負担金は、半額に減らされただけであり、ゼロ円になったわけではなく、これは半額相当の価値があるとNTT東西が認めているのと同じである。</p> <p>理由 3: 銅線から光ファイバへの移行はNTT東西の当初の目標よりもペースが遅く、銅線の需要はゼロとはいえないことを示しているから。</p>	<p>施設設置負担金は、加入者回線設備の新規架設工事に係る費用の一部に充てられるものであり、預託金の金額等に反映されるべき性格のものではない。</p> <p>また、テレホンカードは、公衆電話の電話機等から通話を行う場合に使用するものであり、接続料の支払いに使用するものではない。</p>

(2) NTT東西は、接続事業者にアクセスチャージについて、公衆電話のテレホンカードでの支払いを許可しなくてはならない。

理由1:個人向けに実績のある支払方法を、事業者にも許可することであるから。

理由2:テレホンカードは「プリペイド」カードであり、すなわち、カードの所有者はNTT東西に対して、電話サービスを受けるための特定目的債権を持っていることになるから。

(個人)